

平成 28 年度全国高等学校総合体育大会 尾道市実行委員会売店等運営要項

1 趣 旨

この要項は、平成 28 年度全国高等学校総合体育大会売店等設置基本方針に基づき、平成 28 年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）の参加者及び一般観覧者等の便宜を図り、併せて広島県の物産を広く紹介することを目的として、平成 28 年度全国高等学校総合体育大会尾道市実行委員会（以下「尾道市実行委員会」という。）が設置する売店、展示ブース等（以下「売店等」という。）の管理、運営等について必要な事項を定めるものとする。

2 施設等の使用許可

尾道市実行委員会は、各競技会場区域内に売店等を設置しようとするときは、各競技会場となる施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）の使用許可を受けるものとする。

3 出店申請

各競技会場に出店を希望する者は、出店申請書（様式第 1 号）に関係書類（添付書類 1～3）を添えて、尾道市実行委員会に申請するものとする。

4 出店者の選定

出店者の選定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 営業経験及び実績が豊富で、信頼できること。
- (2) その他、尾道市実行委員会が特に認めること。

5 出店許可

尾道市実行委員会は、申請内容を審査し、売店等の設置面積や出店者の販売品目等を考慮して適当と判断した出店者に対し、出店許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。

6 販売品目

売店において販売を認める品目は、原則として次によるものとする。

(1) 食 品

売店において調理又は加工を行わない食品であって、容器包装等により衛生的措置が取られ、かつ、食品衛生関係法令等に基づく適切な表示がなされている次のものとする。

ア パン類（調理パンを除く）及び菓子、アイスクリーム類

食品衛生関係法令等に基づく許可を受けた施設で製造されたもので、安全性が高く、衛生的に包装されたもの。

イ 飲料水類

食品衛生関係法令等に基づく許可を受けた施設で製造されたもので、密閉容器入

りで衛生的なもの。

ただし、清涼飲料等については、(公財)全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結している大塚製薬株式会社製品に限定するが、果汁 100%飲料、乳飲料、氷菓子、地元特産品としてのお茶及びジュースは例外とする。

ウ 果実類

新鮮でカットしていないもの。

エ 土産商品

食品衛生関係法令に基づく許可を受けた施設等で製造されているもので、常温で保存性のあるもの。

(2) 土産品

包装、内容、品質等において、本県の土産品としてふさわしいもの。

(3) スポーツ用品、記念バッジ類

(4) その他、大会参加者及び一般観覧者等にとって必要と思われる最小限のもの。

7 食品の販売

(1) 尾道市実行委員会は、食品を販売する売店等を許可する場合は、設置場所、保管方法、取扱食品等について所轄の保健所と協議するものとする。

(2) 食品衛生関係法令等により、営業許可を必要とする出店者にあつては、所轄の保健所の許可を受け、その許可証の写しを尾道市実行委員会へ提出するとともに、売店にはその許可証を掲示しなければならない。

(3) 食品衛生関係法令等により、届出を必要とする出店者にあつては、所轄の保健所へ届け出をし、受理印が押された届出書の写しを尾道市実行委員会へ提出するとともに、売店にはその届出書を掲示しなければならない。

(4) 食品の販売における食品衛生対策については、平成 28 年度全国高等学校総合体育大会広島県食品衛生対策実施要領によるものとする。

8 出店の場所

尾道市実行委員会が指定する場所とする。

9 出店の期間

尾道市実行委員会が指定する期間とする。

10 出店の方法

尾道市実行委員会が指定する方法とする。

11 経費負担

出店者は、原則として売店等設置、管理運営、警備、撤去等に要する一切の経費を負担する。

12 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 大会の主催者と協賛契約を締結している企業又は団体が有する権利を尊重すること。
- (2) 売店等には、出店許可書（様式第2号）を掲示すること。
- (3) 販売品目は、大会にふさわしい品位あるものとする。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み又は拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
- (5) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (6) 販売に伴う廃棄物は、当日中に出店者において処分し、常に清潔にしておくこと。
- (7) 出店の権利を第三者に譲渡し、転貸し又は売店等の管理運営を委託してはならないこと。
- (8) 接客にあたっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
- (9) 出店者及び従業員は、名札等を着用すること。
- (10) 出店者及び従業員が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 出店者、従業員若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (11) 売店等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、尾道市実行委員会の指示に従うこと。
- (12) 天候の悪化等の事情により、尾道市実行委員会がやむを得ず危機回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (13) その他関係法令等を遵守し、尾道市実行委員会及び施設管理者その他関係機関の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を実施すること。

13 許可の取り消し

尾道市実行委員会は、出店者がこの要項に違反したとき、又は大会の運営上不相当と認められるときは、出店許可を取り消すものとする。なお、この場合において、出店者は、尾道市実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

14 損害賠償

出店者が施設又は第三者等に損害を与えたときは、出店者が賠償の責を負うものとする。

15 原状回復

出店者が施設等に損害を与えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したときは、速やかに原状に回復し、尾道市実行委員会の検査を受けなければならない。

16 管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、尾道市実行委員会は一切その責を負わない。

17 報 告

尾道市実行委員会は、売店等を設置する場合は、大会開催前までに出店許可報告書（様式第3号）を平成28年度全国高等学校総合体育大会広島県実行委員会に提出するものとする。

18 委 任

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、尾道市実行委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年5月19日から施行する。